各 (都 道 府 県) 保健所設置市 特 別 区 (衛生主管部(局)長 殿

> 厚生労働省医政局地域医療計画課長 (公 印 省 略)

診療用放射線の安全利用のための指針策定に関するガイドライン の一部改正について

医療法施行規則(昭和23年厚生省令第50号。以下「規則」という。)第1条の11第2項第3号の2イの規定に基づく診療用放射線の安全利用のための指針の策定については「診療用放射線の安全利用のための指針策定に関するガイドラインについて」(令和元年10月3日付け医政地発1003第5号厚生労働省医政局地域医療計画課長通知)等に基づき、管下の医療機関に対して指導をお願いしているところです。また、令和7年3月25日に医療法施行規則等の一部を改正する省令(令和7年厚生労働省令第21号。以下「改正省令」という。)が公布・施行され、診療用放射性同位元素使用器具(規則第24条第7号の2に規定するものをいう。)の医療法上の取扱い等については「医療法施行規則の一部を改正する省令の施行等について」(令和7年3月25日付け医政発0325第17号厚生労働省医政局長通知。以下「施行通知」という。)において通知しているところです。

今般、施行通知において別途お示しする予定としていた改正省令による改正 に伴う関係通知の改正について、別添のとおり「診療用放射線の安全利用のた めの指針策定に関するガイドライン」を改正いたしますので、お知らせいたし ます。

貴職におかれましては、改正内容について御了知の上、貴管下医療機関に周知 方お願い申し上げます。

なお、本通知は、地方自治法(昭和22年法律第67号)第245条の4第1項に 規定する技術的助言であることを申し添えます。